

## 第8章 神戸市の文化財の保存・活用に関する措置

### 第1節 神戸市の文化財の保存・活用に関する具体的な措置

第6章第1節で明示した神戸市の文化財の保存・活用についての目指すべき姿を実現させるためには、その支障となっている課題を克服する必要がある。そこで第7章で規定した「文化財をまもる」・「文化財をいかす」・「文化財をつたえる」の3つの方針に基づき設定した措置及び地域を特定した措置は、以下のとおりである。なお、次節に記載した措置における重点事業を明確にするために、該当する事業には★印を付した。

措置の実施にあたっての経費については、文化庁及びその他の関係省庁の国庫補助金や地方創生推進交付金、県市補助金など、ふるさと納税による寄附などの様々な方法で予算の確保に努め、関係各所と連携して進める。

#### ■措置表の見方

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体					財源	事業期間
				市民・地域団体	所有者※1	企業※2	教育	大学		
(1)	55	★ 弾力的な文化財の利活用の検討 歴史的建造物等の積極的な活用	登録文化財などの建造物の店舗利用など様々な活用を推進する。	◎	◎	◎			行政※3	R4 R5 R6 R7 R8 R9～13
									景・農・文	市民・民習

事業番号  
重点事業には★

事業の財源  
事業期間  
《凡例》  
既存事業 →  
新規事業 →  
条件が整えば執行する事業 ↗

事業主体（行政）  
《凡例》  
文：文化財課 博：博物館 景：景観政策課 区：区役所  
建安：建築安全課 農：農政計画課 公：公園部計画課 森：森林整備事務所  
環：都市環境課 觀：観光企画課 フ：ファッショナ産業課 文流：文化交流課  
危：危機管理室 消：消防局 図：図書館 書：文書館 保：文化財保護審議会  
協：文化財保存活用地域計画協議会 曰：日本遺産連絡協議会

事業内容（事業内容）の概要  
事業主体（行政以外）  
《凡例》  
◎：主体的に実施  
○：事業に協力

※1 所有者には、博物館施設も含む  
※2 外郭団体は、企業として分類  
(一財)神戸観光局、(公財)神戸市民文化振興財団、(一財)神戸シティ・プロパティ・リサーチ  
※3 行政は、すべての事業に関与するものし、担当部署を明示している。

## 1-1 「文化財をまもる」ための措置

文化財の保存・活用を進めるうえで基本となる市内の文化財を把握し、文化財の価値づけと保存のための規制・支援を行い、併せて防災・防犯に関する対策を図る。そのために以下の（1）～（4）の措置を実施する。

### （1）文化財の所在把握に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
<b>(1) 文化財の継続的な現状確認</b>																
1		【新規】既存データの追跡調査	建造物や民俗文化財など過去に把握した文化財について、大学や区役所など府内関係部局と連携して現状確認などの追跡調査を行う。		○				○	◎文・区	市					
2		埋蔵文化財包蔵地の把握調査	埋蔵文化財の分布調査、試掘調査を実施し、埋蔵文化財の範囲などの見直しを行う。		○					◎文	国・県・市					
<b>(2) 総体的な市内文化財の把握</b>																
3		文化財悉皆調査	過去に十分な調査が行われていない古文書などの美術工芸品、名勝地などの記念物について博物館などと協力して悉皆調査を行うとともに、食文化など新たな分野についても調査方法を含め検討を行う。	○	○				○	◎文・博	市					
4		【新規】地域における文化財の把握調査	主に自治会・まちづくり協議会・里づくり協議会などの団体を対象にワークショップ形式により地域で大切にされている歴史的資源を掘り起こし、未指定の文化財を把握する。	◎					○	◎文	市					
<b>(3) 調査データの電子化及び管理</b>																
5		【新規】総合的な文化財データベース作成	歴史的な建造物や古文書など府内関係部局・大学などが管理している文化財に関連する情報を収集し、神戸市が把握している情報と合わせたデータベースを作成する。それと併せて情報の追加修正など相互に情報共有できる体制を整える。							◎文	市					
<b>(4) 文化財の所在把握に係る体制整備の強化</b>																
6		文化財の保存・活用の体制整備	文化財の悉皆調査やその整理など文化財の把握の精度を高めるとともに、調査成果を活かした以後の保存・活用を行うために、専門性を持った職員の配置を行うなど、体制の整備に努める。							◎文・関係部署	市					

### （2）文化財を取り巻く環境の変化に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
<b>(1) 文化財の保護施策の充実</b>																
7		文化財の指定・登録・認定・選定	計画的な文化財の指定等を実施し、価値づけを行い適切な文化財の保存・活用に努める。		○					◎文・保	市					

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
8	★	【新規】神戸歴史遺産の認定	少子高齢化などの社会の変化により、継承が危ぶまれている地域に伝わる伝統的な祭り・行事や建造物などの地域の歴史を物語る貴重な遺産を神戸歴史遺産として認定することにより、認知度の向上と継承意欲の醸成を図る。	○	○				◎文	市						
9		神戸市指定景観資源の指定	歴史的な建造物や、地域のシンボルとなっている建造物を神戸市指定景観資源に指定し、保存活用計画に基づき、適切な保存・管理・活用・防災の手段を図る。		○				◎景	市						
10		市民の木・市民の森指定	古木・大木、歴史性、都市環境への貢献の観点から重要なものを市民の木・市民の森に指定し、保存・活用に努める。	○	○				◎公	市						
11		文化環境保存区域内の開発行為の抑制	文化環境保存区域において、工作物の新築・改築、土地の区画形状の変更、工作物の色彩の変更などについて規制を行い、区域内の文化財を取り巻く環境を面的に保全する。		○				◎文	市						
12		生物多様性神戸プランに基づく事業の推進	生物多様性に関する普及啓発や保全活動に取り組む団体への支援、希少種の保全、外来種対策などの取り組みにより生物多様性の保全を推進する。	○					◎環	市				→	→	
13		【新規】府内関係部局との情報共有・共同事業の推進	地域計画に位置付けた措置の実施状況の共有や、悉皆調査、連携事業など関連する部局と情報共有・事業内容の検討など連携をとり、事業を推進する。						◎文他	市						
(2) 地域住民の文化財の保存・活用に関する意識の把握																
14		【新規】地域住民の文化財の保存・活用に関する意識の把握	各区まちづくり課と文化財課が協力し、文化財の保存・活用に関する地域住民の意向などを調査し、情報共有を行う。	○					◎文・区	市				→	→	
(3) 所有者への文化財の規制内容などの周知																
15		文化財所有者への重要事項の説明	文化財を継続して保護していくために、所有者の交代時だけではなく、定期的に、所有者へ文化財を保護するうえでの重要事項の周知徹底を行う。		○				◎文	市						

### (3) 防災・防犯対策に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
(1) 関係各所との災害時の連携の強化																
16		【新規】大規模災害時の文化財保護対応検討	これまでの災害時対応の情報集約、課題抽出を行い、危機管理室・消防局など関係機関と「神戸市業務継続・受援計画」に記載のある情報処理活動・指揮調整体制・現場対応環境について、具体的な行動内容を検討する。また、市内文化財の防災計画が未策定のものについて計画策定を促す。	○	○				○	◎県・文・危・消	市				→	

(2) 日常時からの連絡体制強化											
17		【新規】危機管理室・消防局などへの情報共有	非常時に備え、危機管理室・消防局・警察へ文化財リストなどの情報を共有する。防災対策のために関連部署（危機管理室・消防局・警察）への文化財情報の提供について、所有者に許可の承諾を促す。			◎文・危・消	市	市			
			○								
(3) 防災に関する周知及び設備の整備											
18		防火指導	指定等文化財の所有者に対して定期的に防火に関する注意喚起や、消火設備などの査察を行い、防火指導を行う。			○	◎消	市	市		
19		文化財防火デーに伴う訓練などの実施	文化財防火デーに伴い、テレビなどのメディアを通じた広報活動を行う。市内文化財施設において消防訓練及び指導し、併せてそれ以外の施設についても立ち入り検査を実施し、防火体制の強化に努める。	○	○		◎消	市	市		
20		文化財防火設備の維持	国指定建造物は、国助成を活用した防災点検、市指定などの建造物について市助成により防火設備の設置に、市指定の茅葺建物は、防火設備の点検について、それぞれ助成を行い、防火対策を行う。	○	◎		◎県・文	国・県・市	国・県・市		
21		【新規】文化財ハザードマップの作成	所有者や防災関係部局と協力して、各文化財における危機要素を抽出して、ハザードマップを作成する。それを周知することで、非常時の対応や日常管理に役立てる。	○	○		○	◎文・危・消	市	市	
22		防災マニュアルの周知	文化庁・兵庫県などが作成した防災防犯マニュアルの内容を文化財担当者、文化財所有者に周知し、防災意識の向上を図る。	○			◎文	市	市		
23		防災研修会の検討・実施	兵庫県や神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターなど関係機関と協力し、文化財担当者や所有者向けの防災などに関する研修会の内容・方法を検討し、実施する。	○		◎	◎県・文	市	市		
24		建造物の耐震調査及び改修工事	指定等文化財建造物の耐震調査及び改修工事を行う。 市所有文化財を先導して耐震化を施し、耐震化のモデルとして情報提供を行う。大規模な耐震化に限らず、修理工事に併せて部分的な耐震化が図れるよう技術支援や助成を行う。	○			◎文・景	国・県・市	国・県・市		
25		台風など自然災害への対策	台風などにより天然記念物の樹木の倒木、隣接する樹木の倒木による文化財建造物の損壊などの予防対策として、危険が予想される樹木の強剪定や伐採について、行政が所有者等に助言等支援を行い、対策を促進する。	◎	○		◎文	国・県・市	国・県・市		
26		獣害及び虫害への対応	アライグマなどの害獣やシロアリなど害虫の被害に対して、駆除や予防措置などを行う。	○			◎文・農	市	市		
(4) 防犯に関する周知及び設備の整備											
27		防犯意識醸成の促進	所有者に防犯に関する注意喚起、助言などをを行い、防犯意識の醸成を図る。	○			◎文	市	市		

28		防犯設備設置などの支援	防犯カメラの設置などを支援し、防犯対策の強化に努める。	○	◎				◎文	市	
29		【新規】警察との情報共有	警察と文化財リストなど共有し、平時から情報共有を行う。盗難などが発生した場合に、協力して対応する体制を整える。		○				◎文	市	

#### (4) 保存環境に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
<b>(1) 文化財の指定等の推進</b>																
7		【再掲】文化財の指定・登録・認定・選定	計画的な文化財の指定等を実施し、価値づけを行い適切な文化財の保存・活用に努める。		○					◎文・保	市					
8	★	【再掲】【新規】神戸歴史遺産の認定	少子高齢化などの社会の変化により、継承が危ぶまれている地域に伝わる伝統的な祭り・行事や建造物などの地域の歴史を物語る貴重な遺産を神戸歴史遺産として認定することにより、認知度の向上と継承意欲の醸成を図る。	○	○					◎文	市					
9		【再掲】神戸市指定景観資源の指定	歴史的な建造物や、地域のシンボルとなっている建造物を神戸市指定景観資源に指定し、保存活用計画に基づき、適切な保存・管理・活用・防災の手段を図る。		○					◎景	市					
10		【再掲】市民の木・市民の森指定	古木・大木、歴史性、都市環境への貢献の観点から重要なものを市民の木・市民の森に指定し、保存・活用に努める。	○	○					◎公	市					
<b>(2) 計画的な文化財の保全と整備の推進</b>																
30		【新規】文化財所有者への維持管理・意識調査の実施	所有者にアンケートや聞き取りなどを定期的に実施し、継続的に維持管理に関する課題や継承の意向などの調査、把握に努め、計画的な保全に活かす。		○					◎文	市					
31		【新規】文化財保存活用計画の作成	神戸市所有の国指定重要文化財旧小寺家厩舎・船屋形・旧ハッサム住宅・旧ハンター住宅について、大規模修繕などを見据えた文化財保存活用計画の作成を順次進める。							◎文	国・県・市					
32		市所有の指定等文化財の管理及び公開	五色塚古墳・旧トーマス住宅など市所有の指定等文化財の適切な管理及び公開を行う。							◎文他	市					
33		【新規】市内名勝の再整備	東遊園地（国登録）は令和5年度共用開始を目指して、歴史性も配慮したうえで魅力的な公共空間を創出するべく再整備を行う。また、その他の指定等名勝についても、名勝としての価値を向上させるため、整備などの検討を行う。	◎						◎公・文	国・県・市					

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
34		【新規】文化財カルテの作成・管理	伝統的建造物群・文化環境保存区域・近代建築・茅葺建物・美術工芸品の修理や調査履歴など詳細なデータを作成する。GISなどを活用して管理し、計画的な修理などの保全、継承に活かす。		○					◎文○景	市						
35		文化財巡視員制度などの運用	兵庫県文化財保護指導委員、神戸市文化財巡視員により、市内文化財の管理状態やき損の状況などの定期的な現状確認を行う。							◎県・文	県・市						
(3) 助言や助成等の支援体制の充実																	
36	★	市内文化財の修理等事業への助成	指定等文化財の修理などについては既存の国県市による助成を活用するが、指定等文化財の個人負担費用や未指定文化財の修理などの費用について、神戸歴史遺産制度の助成を活用し、負担費用の軽減を図る。 また、伝行事などの人材育成についても神戸歴史遺産などの助成を活用し支援する。							◎文	国・県・市						
37		神戸市指定景観資源への助成	神戸市指定景観資源の活用に向けた修理などについて助成を行い、有効かつ安定的な継承の支援を行う。							◎景	市						
38		地域文化資源への助成	未指定の各区の伝統的な祭り・行事などの地域に根差した文化資源の継承のために道具修理に対しても助成を行う。							◎文区	市						
39		市民の木・市民の森助成	市民の木・市民の森の管理・運営へ助成を行う。							◎公	市						
(4) 文化財の収蔵環境の充実																	
40		【新規】文化財の保管環境の現状把握	文化財を継続して保護していくために、公共・民間とともに市内の文化財の保管状況を調査し、その対策を検討する。緊急性の高いものについては、状況の改善を図る。		○					◎文	市						
41		収蔵施設の充実	神戸市立博物館・神戸市立中央図書館・神戸市文書館・神戸市埋蔵文化財センターの所蔵資料の保管・活用について、市内施設の再利用なども含め文化財の収蔵状況を改善する方法を検討する。							◎文・博・図・書	市						
(5) 保存技術に係る物的資源の確保・育成																	
42		計画的な文化財修理による修理など保存技術の継承	管理カルテに基づき、計画的な文化財修理の推進を図り、継続的な修理事業を実施することで、技術の継承や後継者育成を行う。		○	○				◎文	国・県・市						
43		茅場育成など修理などに使用する材料の確保	北区・西区に存在する茅葺建物を安定的に維持・継承していくために、神戸市内で茅を育成するなど様々な方法を検討実施し、文化財修理などの素材の安定的な確保に努める。	◎						◎区・文	市						
(6) 埋蔵文化財の適切な調査及び保存																	
44		埋蔵文化財の調査及び保存	発掘届出書・通知書の提出を徹底し、開発事業計画に基づいた適切な調整を行う。それとともに遺跡の現地保存についての調整や、出土遺物や調査記録が有効に活用できるような保存方法を検討する。		○	○				◎文	国・県・市						

## 1-2 「文化財をいかす」ための措置

活用する前提として、神戸市内の文化財を周知し、そのうえで日常活動、産業、観光、教育などの様々な状況にあわせた文化財の活用を図る。さらに活用を効果的に進めるために人材の育成やその支援を図る。そのために以下の（1）～（5）の措置を実施する。

### （1）情報発信・公開に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体					財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
<b>(1) 市内文化財の情報発信及び公開の推進</b>															
45		【新規】映像などによる文化財情報の発信	詳細調査などにより作成された映像資料などを活用し、HP や動画サイトなどを通じ神戸市の文化財についての情報発信を行う。		○				◎文	市・国					→
46		文化財関連書籍の発行	所蔵資料や調査成果の報告を広く市民に還元するため、調査報告書や概説書を発行する。		○			○	◎文・博	市					→
47		ホームページや SNS などのデジタルコンテンツなどによる情報提供の充実	積極的に報道機関などへの情報提供を行ふとともに、文化財の紹介や文化財に関するイベントのお知らせなどを集約した HP や SNS などのデジタルコンテンツを充実させる。		○				◎文・博・図・書	市・民間					→
48		文化財見学会の実施	所有者や博物館などと連携して、特別公開を含めた文化財見学ツアーを検討し、実施する。 埋蔵文化財については、遺跡の見学会などの公開を積極的に進める。		◎	○			◎文・博・観	市					→
49		非公開文化財の公開促進	所有している文化財の公開について、各所有者に活用への理解を求め、可能な場合は、公開方法などを所有者や府内関係部局、関連団体と協議する。	○	○	○			◎文	市					→
<b>(2) 最新技術などをはじめとした公開方法及び整備の検討</b>															
50		【新規】文化財公開方法の検討	非公開の仏像や日時が指定される伝統的な祭り・行事、発掘調査が終了した遺跡など通常公開できないものについて、AR・VR などの最新技術の活用を含め公開方法を検討する。公開には、多言語化についても検討する。		○	○			◎文	国・県・市					→
51		【新規】史跡の整備についての検討	十分な整備が行われていない市内に点在する古墳などの史跡について、先行して実施する五色塚古墳の整備をモデルケースにして、周辺環境を含め史跡の価値を高め、まちづくりに寄与するような整備を検討する。	○		○			◎文・区(垂水)	国・県・市					→

### （2）日常活動での活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体					財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
<b>(1) 弾力的な文化財の利用活用の検討</b>															
52		伝統的な祭り・行事などの継続的な実施	地域が主体となって、だんじりや獅子舞など伝統的な祭り・行事などを実施し、地域に根差した文化財の維持継承を図る。行政は助成などを行い、活動を支援する。	◎					◎区・文	市					→

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
53		文化財など地域資源を活用したイベントの実施	灘百選の会や神戸かやぶきネットワークなどが実施している地域に残る文化財などの地域資源を活用した講座や講演会、ワークショップなどを実施し、情報発信や普及に努める。	◎	◎					○ 区・文	市						
54	★	歴史的建造物などの積極的な活用	登録文化財などの建造物の店舗利用など様々な活用を推進する。	◎	◎	◎				○ 景・農・文	市・民間						
(2) 文化財の魅力を体感できる事業の推進																	
55		定期的な市民意識調査の実施	効果的な文化財の保存・活用方法を検討するため、オンラインアンケートなどにより定期的な文化財の保存・活用に関する市民意識調査を実施する。	○						○ 文	市			➡		➡	
56		所蔵資料の公開活用事業の推進	民間及び市立の博物館施設などにおける展示など公開活用事業を推進する。収蔵資料の増加や研究の進展に伴い、展示内容のリニューアルなどを検討し、実施する。		◎					○ 文・博・図・書	国・県・市						
57		講演会などによる歴史文化の周知	博物館施設などの市所有施設での講演会や出張授業などを実施し、文化財や神戸市の歴史文化の周知に努める。		○					○ 文・博・区	市						
58		文化施設との連携事業	文化関係部局との文化財に関する活動の連携を行う。定期的に各区文化センターと共同で文化財に関する展示や勾玉づくりなどの体験講座を行い、文化財の周知に努める。			○				○ 文・博・図・文流	市						
(3) 現地での文化財情報の充実																	
59		説明板などの設置・改修	行政や地域団体などが文化財へのアクセスの改善や文化財のことをわかりやすく伝えるために、案内看板・説明看板などの設置・改修を行う。多言語化についても考慮する。	◎	○					○ 文・区	市						

### (3) 観光等産業における活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
(1) 産業や観光などへの活用についての検討と支援																
60		【新規】文化財の活用に関するマニュアルの作成と周知	観光業者やフィルムオフィスなど文化財を活用する事業者に向けて、文化財の特徴や活用に当たっての注意事項、活用の実績など基本事項をまとめた活用マニュアルを作成し、文化財の公開などの活用推進を図る。	○	○	○				○ 文	市					
61		文化財を活かした観光プランの検討	市内観光業者などと協力して、市内文化財を活かした新たな観光体験プログラムを作成する。	○	○	○				○ 文	民間					

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
62		フィルムコミッショング・ユニークベニーの推進	文化財の目的外使用について、フィルムコミッションへの協力や、市所有の指定等文化財建造物などのユニークベニーについて検討する。活用の実績を積み、課題や改善点などを踏まえ、民間所有の文化財にも広げることを検討する。	○	○	◎				◎文・文流・觀	市						

#### (4) 教育での活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
(1) 教育機関と協力した文化財の活用																
63		【新規】学校教育のための教材研究用資料作成の検討	市内小中学校の教諭などと協力し、歴史学習を有効に進めるために各地域の特性を反映した教材研究用資料の作成を検討する。				○			◎文	市					
64		学校と連携した事業の推進	勾玉づくりなどの体験講座、移動博物館を利用した連携授業、学芸員による専門性を活かした授業など小中学校及び高校と連携した事業を実施する。				○			◎文・博	市					
65		大学など教育及び研究機関との連携事業の推進	博物館実習に対する支援、文化財などを題材にした特別講座の実施、古文書など市内文化財に関する共同研究、博物館資料を活用した歴史的な事象の再現について協力する。					○		◎文博	市					

#### (5) 人材育成及び活用事業の連携に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
(1) 文化財を活用する人材育成・確保への支援																
65		【再掲】大学など教育及び研究機関との連携事業の推進	博物館実習に対する支援、文化財などを題材にした特別講座の実施、古文書など市内文化財に関する共同研究、博物館資料を活用した歴史的な事象の再現について協力する。					○		◎文博	市					
66		地域団体などとの情報共有・共同事業の推進	文化財の効果的な活用を行うために、所有者、地域住民、管理団体などと意見交換し、地域の文化財を活用した共同事業の開催について検討する。	○	○					◎文・区	市					
67		【新規】文化財保存活用支援団体の指定への検討	今後、文化財の継承や活用などを有効に行うため、法定の文化財保存活用支援団体の指定及び保存・活用に関する事業内容の検討を行う。	○	○	○				◎文	国・県・市					

### 1-3 「文化財をつたえる」ための措置

文化財の継承のために、指定等による価値づけや助成などの支援を継続するとともに、地域や子供への積極的な働きかけや外部の人材などを活かした支援、滅失を踏まえた文化財保護のあり方を検討する。そのために以下の（1）～（2）の措置を実施する。

#### （1）継承方法に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
<b>(1) 助言や助成等の支援体制の充実</b>																
36	★	【再掲】市内文化財の修理など事業への助成	指定等文化財の修理などについては既存の国県市による助成を活用するが、指定等文化財の個人負担費用や未指定文化財の修理などの費用について、神戸歴史遺産制度の助成を活用し、負担費用の軽減を図る。 また、伝統行事などの人材育成についても神戸歴史遺産などの助成を活用し支援する。	○	○					◎文	国・県・市					
67		【再掲】【新規】文化財保存活用支援団体の指定への検討	今後、文化財の継承や活用などを有効に行うため、法定の文化財保存活用支援団体の指定及び保存・活用に関して事業内容などを含め検討を行う。	○		○				◎文	国・県・市					→
68	★	【新規】歴史的建築物保存活用事業	外郭団体（（一財）神戸シティ・プロパティ・リサーチ）と連携し、歴史的建築物などの所有者と活用事業者とのマッチング・技術的支援・情報発信を行う。		○	○				◎景・文	市					→
69		無形民俗文化財保存継承団体補助及び道具など修理購入への支援	市登録及び認定民俗文化財の保存団体に行事に関する道具や材料の調達などの費用について助成を行うことにより、伝統的な祭り・行事の継承を支援する。							◎文	市					→
70		【新規】文化財保護に関する体制の強化	文化財行政を円滑に進めるために、府内関係部局及び市内文化財関係者による保護体制の仕組みを構築する。	○	○	○	○	○	○	◎文	市など					→
71		文化財保護に関する人材の確保	継続的に神戸市内の文化財を保護していくために神戸市の専門職などの確保に加え、博物館など研究機関の人材確保なども働きかける。	○	○				○	◎市	市など					→
<b>(2) 後継者の育成や継承意識の醸成の推進</b>																
72		民俗文化財や伝統文化の人材育成	伝統文化親子教室事業、地域文化遺産総合活用事業、神戸歴史遺産助成や地域文化資源助成などを活用し、指定・未指定を含めた伝統的な祭り・行事などの民俗文化財の継承に係る用具の修理・後継者育成・記録作成、主に小学生を対象とした体験型授業を行い伝統文化の普及に努める。	◎	○					◎文・区	国・県・市					→
73		後継者の育成・確保	文化財の継承に向けた地元保存会などの入会条件の見直しや行事の参加条件の見直しなどを行う一方で、行事などに関する技術・知識についてのマニュアル化について協議・検討する。	◎	○					○文・区	市					→

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(3) 変化する文化財への対応																	
74		【新規】現状記録調査	新型コロナウイルス感染症による社会状況を鑑み、民俗文化財や天然記念物などの滅失や状態が変化する文化財の保護のために、映像などによる記録や聞き取り調査などにより現状記録を実施する。	○	○					◎文・区	国・県・市						→
75		【新規】天然記念物の継承方法の検討	指定等天然記念物について、高齢化による劣化や台風などの自然災害による倒木などの滅失に備え、後継木の育成など継承の方法を検討する。		○					◎文	市						→

## (2) 価値観の多様化に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(1) 所有者等の意思を反映した保護施策の充実																	
30		【再掲】【新規】文化財所有者への維持管理・意識調査の実施	アンケートや聞き取りなどを定期的に実施し、継続的に文化財所有者へ維持管理に関する課題や継承の意向などの調査を実施し、文化財の維持管理や継承についての把握に努め、計画的な保全に活かす。	○						◎文	市				→	→	
68	★	【再掲】【新規】歴史的建築物保存活用事業	外郭団体（（一財）神戸シティ・プロパティ・リサーチ）と連携し、歴史的建築物などの所有者と活用事業者などとのマッチング・技術的支援・情報発信を行う。	○	◎					◎景・文	市					→	
36	★	【再掲】市内文化財の修理など事業への助成	指定等文化財の修理などについては既存の国県市による助成を活用するが、指定等文化財の個人負担費用や未指定文化財の修理などの費用について、神戸歴史遺産制度の助成を活用し、負担費用の軽減を図る。また、伝統行事などの人材育成についても神戸歴史遺産などの助成を活用し支援する。	○	○					◎文	国・県・市						→
(2) 価値づけと関係各所と連携による歴史文化の普及																	
8		【再掲】文化財の指定・登録・認定・選定	計画的な文化財の指定等を実施し、価値づけを行い適切な文化財の保存・活用に努める。	○						◎文・保	市						→
9	★	【再掲】【新規】神戸歴史遺産の認定	少子高齢化などの社会の変化により、継承が危ぶまれている地域に伝わる伝統的な祭り・行事や建造物などの地域の歴史を物語る貴重な遺産を神戸歴史遺産として認定することにより、認知度の向上と継承意欲の醸成を図る。	○						◎文	市						→
10		【再掲】神戸市指定景観資源の指定	歴史的な建造物や、地域のシンボルとなっている建造物を神戸市指定景観資源に指定し、保存活用計画に基づき、適切な保存・管理・活用・防災の手段を図る。	○						◎景	市						→
11		【再掲】市民の木・市民の森指定	古木・大木、歴史性、都市環境への貢献の観点から重要なものを市民の木・市民の森に指定し、保存・活用に努める。	○	○					◎公	市						→

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
55		【再掲】定期的な市民意識調査の実施	効果的な文化財の保存・活用方法を検討するため、オンラインアンケートなどにより定期的な文化財の保存・活用に関する市民意識調査を実施する。	○					◎文	市				▶		▶
76		【新規】関連文化財群及び文化財保存活用区域の検討	地域ごとの歴史文化の特徴を把握したうえで、関連文化財群及び文化財保存活用区域について協議し、それを基に関連する個々の文化財の保存活用計画についても検討を行う。	○	○				◎協・文	市	▶					
77		博物館施設の調査研究などの充実	博物館施設による資料収集・調査研究を今後も継続して行い、神戸市の歴史文化についての理解を深め、文化財の継承意識を醸成するために、自館を含め市内の文化施設などで講座や展示などをを行う。		○				◎文・博・図	市	▶					
64		【再掲】学校と連携した事業の推進	勾玉づくりなどの体験講座、移動博物館を利用した連携授業、学芸員による専門性を活かした授業など小中学校及び高校と連携した事業を実施する。			○			◎文・博	市	▶					
78		地域連携事業の推進	五色塚古墳まつりなどの地域にある史跡などを核にして、地域住民・地域の小中学校、区役所、文化財課が協力して、体験講座や時代行列のような文化財に親しむためのイベントを実施する。 文化財関係部局との文化財に関する活動の連携を行う。	○	○	○	○	○	◎文・区	市	▶					
58		【再掲】文化施設との連携	文化関係部局との文化財に関する活動の連携を行う。 定期的に各区文化センターと共同で文化財に関する展示や勾玉づくりなどの体験講座を行い、文化財の周知に努める。			○			◎文・博・図・文流	市	▶					
79		【新規】文化財保存活用地域計画協議会の継続的開催	協議会により事業進捗の監理と計画の見直しなどに向けての意見聴取を行う。 また、次期計画についても、事業成果等を勘案し、その内容を検討する。						◎協・文	市	▶					

## 1－4 地域に限定した文化財の保存・活用のための措置

先に示した神戸市内の地域性に則して、六甲山系南麓地域と北部・西部地域における特徴的な文化財を保存・活用していくために、以下の（1）～（2）の措置を実施する。

### （1）六甲山系南麓地域における文化財の保存・活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
(1) 市街地に存在する文化財の保護																
31		【再掲】【新規】文化財保存活用計画の作成	神戸市所有の国指定重要文化財旧小寺家廄舎・船屋形・旧ハッサム住宅・旧ハンター住宅について、大規模修繕などを見据えた文化財保存活用計画の作成を順次進めること。						◎文	国・県・市	▶					
80		重要伝統的建造物群保存地区内での建築行為の規制	重要伝統的建造物群保存地区内で建築行為を規制することにより、文化財を取り巻く環境を含めた保全に努める。	○	○				◎文	市	▶					

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
81		伝統的建造物の修理などへの助成	伝統的建造物の修理を計画的に進め、助成などの支援を行う。		○				◎文	国・県・市						→
82		【新規】旧トーマス住宅・旧ハンター住宅の耐震化工事	市所有の国指定有形文化財旧トーマス住宅・旧ハンター住宅について、耐震化工事を実施する。						◎文	国・市						→

## (2) 市街地に存在する文化財を活かした地域活性化の推進

83		まちづくりに伴う事業の実施	北野町山本通地区や旧居留地や兵庫運河周辺などに所在する地域の文化財をまちづくりに活かし、住民間の交流を促し地域コミュニティの強化を図る。	◎	○				◎区・農・文	市							→
84		五色塚古墳まつり、大歳山まつりの開催	市所有の史跡を活用した五色塚古墳まつりや大歳山まつりを継続して実施する。	○			○		◎文・区	市							→
85		伝統的建造物の公開	伝統的建造物の公開を継続して行う。現在非公開物件の公開も検討し、地域の活性化を図る。		◎	◎			◎文・景	市・民間							→
86	★	【新規】五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画に基づく事業の推進	五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画に基づく事業を推進し、史跡の維持だけではなく、地域の活性化を図る。	○	○	○			◎文・区（垂水）	国・県・市							→
87		日本遺産の活用（北前船）	日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」に関する事業を実施する。 地元団体により北前船に関する史跡をめぐるガイドツアーや周遊サインの設置などを実施する。 北前船に関する講演会を実施する。	◎	○	○			◎日・観・文	国							→
88		日本遺産の活用（日本酒）	日本遺産「伊丹諸白（もろはく）」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷」に関する事業を実施する。 ボランティアガイドなどの育成、ワークショップやシンポジウムの開催、未指定文化財の資料収集、マーケティング調査、ホームページ作成、案内施設などの改修を行う。	◎	○	○			◎日・観・フ・文	国							→

## (2) 北部・西部地域における文化財の保存・活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(1) 北部・西部地域に所在する文化財の保護																	
89		【新規】市内文化財の防災設備設置事業の実施	指定等文化財について、防火設備が整っていないものを対象として、自動火災報知機などの防火設備を設置する。令和4年度には、若王子神社（国指定）に防火水槽や放水銃などの防災設備を新設する。	◎	○				○文	国・県・市							→
43		【再掲】茅場育成など修理などに使用する材料の確保	北区・西区に存在する茅葺建物を安定的に維持・継承していくために、神戸市内で茅場育成するなど様々な方法を検討実施し、文化財修理などの素材の安定的な確保に努める。	◎					◎区・文	市							→

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
90		茅葺建物の保存・活用方法の検討	景観・農政・文化財・住宅・区役所などの府内関係部局が茅葺建物について行っている事業について情報を共有し、茅葺建物の情報などの基礎的なデータの共有の検討など保存・活用の方法について検討する。						◎文・景・農・区・建安	市						
91		茅葺建物利活用の推進	茅葺建物に関するイベントや関連団体の情報を集約するための神戸かやぶき古民家俱楽部(HP)を利用して、茅葺建物についての情報の発信と所有者や活用者の相談の窓口として活用する。	○	◎				◎景	市						
92		再度公園及び外国人墓地における活動の実施	市民参加による環境整備「こうべ森の学校」の実施、神戸外国人墓地の定期的な公開を行う。	○	○				◎森	市						
(2) 文化財を活用した農村部の活性化の推進																
93		里づくり計画に伴う事業の実施	地域住民が設定した里づくり計画に記載された文化財を活用した事業を実施することにより、住民間の交流を促し地域コミュニティの強化を図る。	◎					○文・区・農	市						
94		神戸・里山暮らし空家バンクを活用した建物の継承	「神戸・里山暮らし空家バンク」を活用し、活用のめどが立たない茅葺建物について新たな利用者とマッチングし、保存・活用を推進する。	○	◎				◎農	市						
95		里づくり計画事業への支援	里づくり計画に基づく事業へ助成を行することで、文化財を活用した農村地域の活性化に関する事業についても支援を行う。	○	○				◎農	市						
96		里づくりの拠点施設など改修支援事業	茅葺建物をはじめとした農村地域の空き家などになった古民家を活用し、里づくり拠点施設としての整備や、神戸・里山暮らし空き家バンクに登録した建物への移住に係る改修などを支援し農村地域の活性化を図る。	○	○				◎農	市						
(3) 北部・西部地域に所在する文化財の観光・教育への活用																
97		農村歌舞伎舞台の活用	地元団体が主体となって、農村歌舞伎舞台を活用した農村歌舞伎上演会の開催を継続して行う。その活動について行政は助成などの支援を行う。	◎	○				◎区・文	市						
98		【新規】農村ツーリズム事業への支援	地域団体が行う農村の地域資源の発掘、魅力発信 及び地域活性化に資する取組と認められる農村ツーリズム(周遊マップ制作、ツアーの企画・運営など)について支援を行う。	○	○				◎農	市						
99		【新規】特色のある小学校づくり	主に農村部などの小規模学校を対象として、地域の社寺や旧跡、地場産業などの地域資源を活かした授業や学校行事に取り組み、地域学習を通して、地域の魅力を発信できる次世代の育成を図る。	○	○		◎		○文他	市						

## 第2節 新しい取り組みにおける重点事業

### 2-1 神戸歴史遺産制度

#### (1) 創設の背景

少子高齢化や地域コミュニティの変容などの社会状況の変化や価値観の多様化により、地域で継承されてきた歴史的な遺産の継承者や支援者が減少し、それに伴い所有者等の経済的負担が増加し、最も重要な人から人への継承が困難になっている。その結果、伝統的な祭り・行事の継続や歴史的な建造物の維持が困難になっている。すでに法や条例により保護や評価の対象になっている指定等文化財においても、その負担は大きく、それ以外の未指定文化財においてはさらに厳しい状況にある。この状況を改善するために、これらを合わせて、再評価し、所有者や地域住民、さらに多くの人々に歴史的な遺産を再認識していただく契機とするとともに経済的な支援を行うために、新たな制度を令和3年(2021)に創設した。

#### (2) 制度の内容

法や条例によりすでに指定等を受けているものは、自動的に神戸歴史遺産となる。未指定文化財は、所有者等からの申請を受けて、神戸市が認定する。この認定は、指定等文化財とは異なり、現状変更の事前承認などの制限は伴わない。

神戸歴史遺産の認定によって、所有者等が、その内容や意義、経緯について理解を深め、さらにそれを広く伝えることにより、多くの共感者が増え、継承気運の醸成が図られる契機となることを目指している。このことにより、今後の継承のあり方が模索され、新たな変化が起きる可能性もある。所有者等が認定を受けたことを評価し、価値として情報発信にも活用することを期待している。神戸歴史遺産の所有者等は、継承に関する事業を行う場合、必要な事業費の内、補助対象になる経費を目標に、神戸市が行うふるさと納税等の寄附募集に登録し、助成を受けることができる。

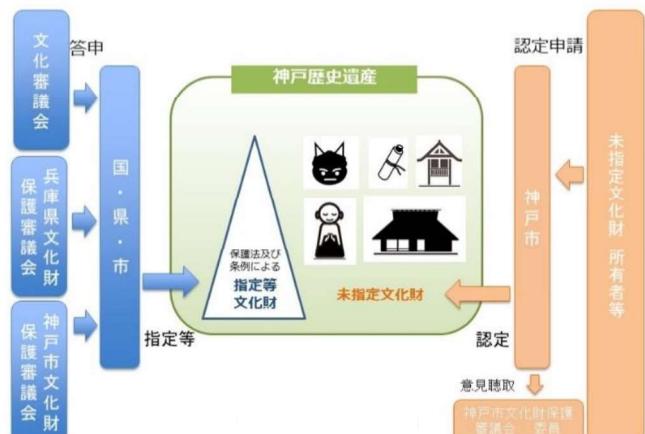


図 106 神戸歴史遺産の仕組み

#### (3) 認定の要件等

未指定文化財が認定を受けるためには、その募集に対して所有者等が申請する必要がある。認定の要件は次の5点である。

- ① 概ね法、県条例、条例に定める文化財の種類に属するもの。
- ② 神戸市域の歴史的特性を現わすもの。
- ③ 概ね50年以上の歴史のあるもので、神戸市内で市民等により継承された実績のあるもの。
- ④ 主たる所在地が神戸市内であるもの。または神戸市内を活動の拠点とするもの。
- ⑤ 所有者、管理者、保持者又は保持団体が明確で認定への合意が得られたもの。

申請内容が上記の要件に合致していることを確認したうえで、その分野の神戸市文化財保護審議会委員の意見を聴取し、次に掲げる事項を総合的に考慮したうえで、認定の可否を決定する。

- ① 神戸市の地域的特性として次世代に引き継ぐ必要があること。
- ② 市民の遺産として伝えていく必要があること。

認定を受けた後は、内容に変更があった場合は届出が必要であるが、事前の承認は必要としない。

#### (4) 助成の要件等

神戸歴史遺産は、継承などに必要な保存修理事業や活用事業において、様々な助成を受けることができる。その助成は、補助対象経費のうち、指定等文化財については国・県・市の指定等に伴う補助金以外の負担、未指定文化財については所有者等の負担に対して行う。対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものである。

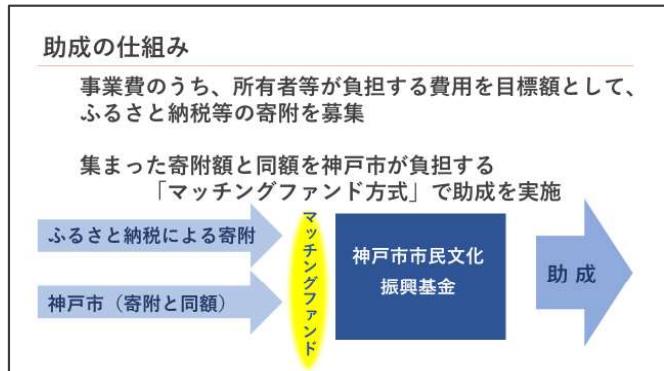


図 107 神戸歴史遺産助成の仕組み

- ① 継承のために必要な事業
- ② 所有者等の同意が得られている事業
- ③ 所有者等に活用の展望がある事業
- ④ 成果を公開することができる事業

補助の対象となる経費は下記のとおりであるが、神戸歴史遺産の保存・活用・継承に必要とみなされない経費、経常的な維持管理経費、主に営利を目的とした経費等は助成の対象とはならない。

- ① 修理にかかる経費
- ② 継承者育成にかかる経費
- ③ 記録作成にかかる経費
- ④ 災害等による被害の復旧にかかる経費
- ⑤ 公開・活用のための改修にかかる経費
- ⑥ 防犯・防災設備の設置・改修にかかる経費
- ⑦ 継承のための活用事業にかかる経費

助成を受けるためには、神戸市が行うふるさと納税等の寄附募集に、所有者等が希望する助成額を事業計画などとともに申請する必要がある。助成は、集まった寄附額を基にマッチングファンド方式で行う。令和3年1月から制度が運用され、神戸歴史遺産の認定及び助成が開始されている。

## 2-2 様々な連携による歴史的建造物の保存活用事業

神戸市内には多くの歴史的建造物が存在しており、これまで行ってきた指定等文化財の様々な支援策や、神戸歴史遺産制度などにより、指定等文化財及び未指定文化財の保存・活用を進める。

さらに令和3年（2021）に、「歴史的建築物の保存活用推進に関する基本協定」を神戸市と神戸市の外郭団体である株式会社OMこうべが設立した一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチとの間で結んでいる。その主な内容は、指定等文化財、景観資源あるいはその同等の歴史的建築物の保存・活用を図るために、所有者と活用者とのマッチングや技術的支援を、神戸市の依頼により神戸シティ・プロパティ・リサーチが行う。

対象となる建築物は多様であるため、様々な手法を模索し、活用を推進することにより、継承を図ろうとしている。行政と民間企業の社会貢献事業との連携により、神戸市にとって歴史的、景観的に重要な建築物の活用の推進を目指している。

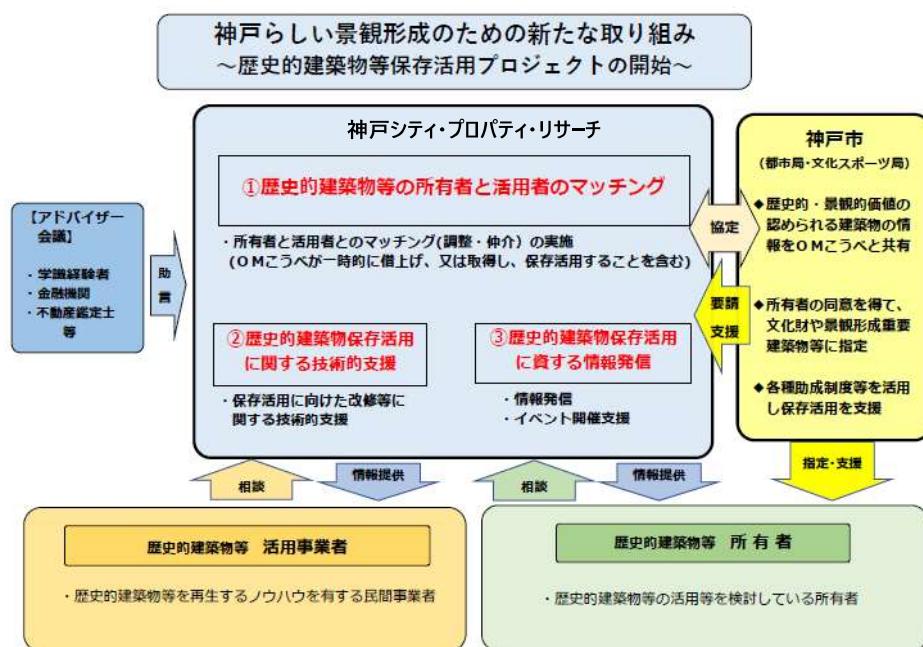


図108 歴史的建造物の保存・活用に関する相関図

## 2-3 史跡等の整備

神戸市では、史跡をはじめ多くの指定等文化財を有しているが、保存・活用を計画的に進めているものは少ない。今後は順次、保存・活用計画を作成し、実行する必要がある。その中で五色塚古墳については、令和2年（2020）に「史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画」を作成しており、本計画に史跡整備のモデル事業として位置付ける。

### （1）史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳の概要

垂水区に所在する全長194mの兵庫県下最大規模の前方後円墳と、径70mの大型円墳である。五色塚古墳は、4世紀後半に築かれた前方後円墳としては列島内で最大級の規模を誇る古墳である。

昭和40年（1965）から10年にわたる発掘調査・整備工事が行われ、昭和50年（1975）に全国初の築造当時の姿に復元された古墳公園として開園した。

指定名称：五色塚（千壺）古墳 小壺古墳

指定年月日：大正 10 年(1921) 3 月 3 日

追加指定：昭和 49 年(1974) 5 月 22 日、昭和 54 年(1979) 7 月 2 日、

平成 18 年(2006) 7 月 28 日

指定面積：45,778.81 m<sup>2</sup>

## (2) 整備基本計画策定の経緯と目的

史跡公園開園後、昭和 59 年（1984）には古墳北側の旧市営住宅敷地内で周濠の外側に二重目となる周溝が発見され、さらなる整備に向けて準備を進めていたが、平成 7 年（1995）の阪神・淡路大震災の被災により計画は中断を余儀なくされた。

その後、平成 18 年（2006）には市営住宅跡地などを国の史跡に追加指定をし、24 年（2012）には出土品の一部（大型円筒埴輪など）が国の重要文化財に指定された。

また、古墳北側の史跡整備予定地を取得したものの 20 数年を経過し、古墳本体も整備後 40 数年を経て痛みも随所に見られるようになった。このため、史跡を将来にわたって適切に保存・活用するために必要な整備に関する計画を策定することとなった。考古、遺跡整備、修景、市民参画などに関する有識者による「史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画策定委員会」を設置し、協議検討を行った。平成 30 年（2018）から令和 2 年（2022）にかけて委員会を 6 回開催し、令和 2 年（2020）3 月に「史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳整備基本計画」を策定した。

## (3) 整備の基本理念

五色塚古墳は住宅地に囲まれ、早くから都市化が進んでおり、最寄りの交通機関からのアクセスも便利である。周辺には多様な文化財が点在し、大型集客施設が立地しているなど、産業・観光振興の視点からも整備・活用を考えていくことも必要である。

史跡の本質的価値（学術的重要性）を確実に保存・継承することを第一に考え、学校教育や地域振興などにおいても積極的な活用を図るとともに、その本質的価値をわかりやすく伝え、市民に広く愛され親しまれる都市公園として整備することを基本理念とする。

### 史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳の本質的価値

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ①古墳時代前期後半から末頃の大規模古墳 | ④大量に見つかった埴輪       |
| ②明石海峡に臨む立地とその眺望     | ⑤周濠の外側を巡る堤と周溝     |
| ③保存状態が良好な墳丘         | ⑥同時期に類例の少ない墳丘付隨施設 |

## (4) 整備の基本方針

### ①本質的価値の保存に関する整備

- ・五色塚古墳前方部の葺石露出展示を維持し、保護や修復方法を検討する。
- ・すでに復元されている五色塚古墳・小壺古墳の復元内容をより充実させる。

- ・市営住宅跡地部分は遺構を確実に保護し、遺構等を復元的に表示する。

#### ②史跡の価値を顕在化する整備

- ・解説板を適切な配置や多言語での解説、AR・VRなどの開発を検討する。

#### ③歴史文化資産を活かした地域づくりに貢献する整備

- ・団体見学解説や体験学習が行える機能も備えた展示・サービス施設を設置する。
- ・展示・サービス施設では重要文化財の五色塚古墳出土品を公開・収蔵・保管する。
- ・都市公園として、緑地の整備や休憩用設備及び防災設備の設置を検討する。

#### ④周辺の歴史文化遺産を活用する整備

- ・展示・サービス施設に近隣地域の文化財周遊の拠点ともなる機能を付加する。

### (5) 事業計画（案）

下記のとおり、整備方針に基づく計画、調査、設計、整備に関する事業を実施する。

項目		令和元年度	# 2年度	# 3年度	# 4年度	# 5年度	# 6年度	# 7年度	# 8年度	# 9年度	# 10年度	# 11年度
計画	整備基本計画											
調査	現地調査	測量調査										
	非破壊調査											
	発掘調査											
設計	基本設計											
	実施設計											
整備	市営住宅跡地整備											
	展示・サービス施設整備											
	五色塚古墳墳丘修理・埴輪列復元等											
	小壺古墳整備											
	管理事務所撤去・整地											
	民有地買い上げ											
	デジタルコンテンツ開発											
	サイン・解説板設置											
有識者会議												
整備基本計画策定委員会												
整備指導委員会												

図 109 五色塚古墳・小壺古墳整備にかかる工程（基本計画）

## (6) 全体計画図

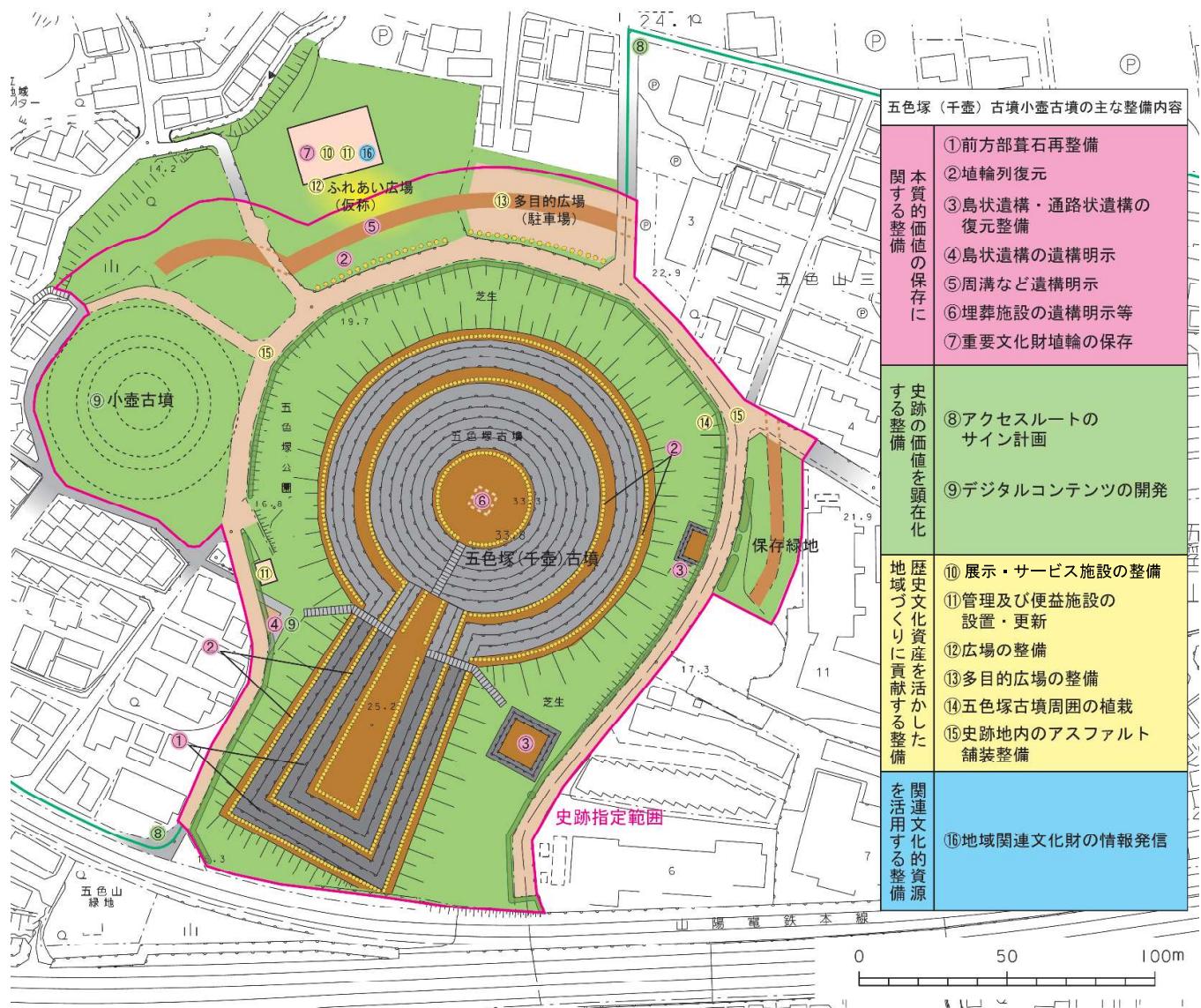


図 110 五色塚古墳・小壺古墳整備予定図